

重要事項説明書

【短期入所療養介護サービス】

社会福祉法人斎宮会
介護老人保健施設みずほの里

短期入所療養介護ご利用に際しての重要事項説明書

(令和8年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 社会福祉法人斎宮会
- ・施設名 介護老人保健施設みずほの里
- ・開設年月日 平成 9年 5月10日
- ・所在地 三重県多気郡多気町仁田706番地の7
- ・電話番号 (0598) 37-2566 FAX (0598) 37-2568
- ・管理者名 施設長 西岡 博之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2452780014号)
- ・ホームページ <http://www.mizuhonosato.or.jp>

(2) 当施設の役割と機能

当施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるようにすること、またご利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう、短期入所療養介護サービスや通所リハビリテーションサービスを提供するなど、在宅ケアをご支援いたします。

(3) 当施設の運営方針

当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設みずほの里の運営方針]

- 一 ご利用の皆様方の人権の擁護
- 一 地域との共生
- 一 サービスの質の向上
- 一 法令遵守と説明責任の徹底
- 一 経営の持続的安定化と人材の育成

(4) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	備 考
・医 師	1			施設に含 む
・看護職員	7	4	1	
・薬剤師		1		
・介護職員	27	8	3	
・支援相談員	3			
・理学療法士	6 (通所と兼務)	1 (通所と兼務)		
・作業療法士	2 (通所と兼務)	2 (通所と兼務)		
・言語聴覚士	1 (通所と兼務)			
・リハビリ補助員		1		
・管理栄養士	2			
・介護支援専門員	2			
・事務職員	4			

- (5) 入所定員等
- ・定員 100名
 - ・療養室 29室
 - (一人部屋 4室)
 - (二人部屋 2室)
 - (四人部屋 23室)

2. サービス内容

- ①短期入所療養介護計画の立案
- ②食事（原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～ 8時45分
 - 昼食 12時00分～12時45分
 - 夕食 18時00分～18時45分
- ③入浴（一般浴槽入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応します。ただし、ご利用者の健康状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④医学的管理・看護学的管理（当施設に入所された場合、効果は同じですが名前の違う薬「ジェネリック医薬品」を使用する場合があります）
- ⑤専門的介護（退所時のご支援も行います）
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養マネジメント及び栄養管理
- ⑨理容サービス（原則として月1回、理容師が実施します）
- ⑩行政手続代行
- ⑪その他

*これらのサービスのなかには、ご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細に関してはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関などに協力いただき、ご利用者の健康状態の急変に対応しています。

協力医療機関

名称：松阪市民病院	住所：松阪市殿町 1550
名称：松阪中央総合病院	住所：松阪市川井町小望 102
名称：済生会松阪総合病院	住所：松阪市朝日町 1 区 15-6
名称：大台厚生病院	住所：多気郡大台町佐原 63-8
名称：田中病院	住所：伊勢市曾根 1 丁目 7-21
その他、地域開業医院等	

協力歯科医療機関

名称：くろい歯科クリニック 住所：多気郡多気町相可 793-5

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいたご連絡先に連絡いたします。

4. 施設ご利用に当たっての重要留意事項

- ・インフルエンザ予防接種につきまして、感染予防の観点から必ず接種していただきます（新型コロナワクチン接種も同様といたします）
- ・施設内で感染症が発生した場合、療養室については、感染対策上の都合により変更す

る事がございます。

- ・施設利用者の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられています。同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます
- ・面会は、午前10時から午後5時までとします
- ・外出・外泊は施設職員にご相談ください
- ・飲酒・喫煙は禁止となっております
- ・火気の取扱いは禁止となっております
- ・設備・備品の利用は施設職員にお尋ねください
- ・所持品・備品及び電化製品等の持ち込みは施設職員にお尋ねください
(危険とみなされる器具等をご遠慮ください)
- ・携帯電話の使用時間は、午前6時から午後8時までとします
- ・療養室内におけるテレビ、タブレット等の利用制限
午前6時から午後9時までとし、イヤホンで視聴していただきます
※テレビ、タブレット等を視聴することにより、同室の利用者へ迷惑が及ぶ場合又は療養室に閉じこもるなどにより機能訓練、行事等への参加拒否など療養生活に支障を来す状態に陥ったと判断される場合は、利用を制限及び停止させていただく場合があります
- ・持ち込みの電化製品につきましては、利用者にて管理していただくものとし、使用につきましては周囲に迷惑を掛けないようにご配慮いただきます。しかし、ルールやマナーを守らない、また他者の迷惑となるような結果的に守らない場合については、利用を制限及び停止させていただく場合があります。なお何らかの原因で故障及び紛失するなど、明らかにその原因が施設にある場合を除き、自分で修理又は処理をお願いします
- ・金銭・貴重品の持込は禁止となっております
- ・外泊時等の施設外での受診は、緊急時を除いて禁止となっております
- ・ペットの持ち込みは禁止となっております
- ・利用料の現金でのお支払いの場合は、月から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとさせていただきます

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 毎月（総合避難訓練：年2回）

6. 禁止事項

当施設では、ご利用者が安心して療養生活を送っていただけますように、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘等宗教活動、特定の政治活動」は禁止致します。

7. ご要望及び苦情等の相談

当施設には、専門の支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話0598-37-2566）

ご要望や苦情などは、担当支援相談員にご相談いただければ、速やかに対応いたします。

また施設内に備えつけた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

ただし、ご要望及び苦情等のうち、当該ご要望及び苦情の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・様態が社会通念上不相当なものであって当該手段・様態により、施設職員の就業環境が害される場合には、対応いたしかねる場合があります。

8. 虐待の防止について

当施設には、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止受付担当者：看護師長、介護士長、事務長

虐待防止責任者：副施設長

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**1割及び2割並びに3割**の自己負担分と保険給付対象外の費用（滞在費、食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、個室等の室料、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次項以降をご参照ください。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、通所リハビリテーション**は居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

また、送迎といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の支援相談員にご相談ください。

短期入所療養介護サービスについて

(令和7年8月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証及び介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護サービスの概要

短期入所療養介護サービスは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、ご利用者の療養生活の質の向上及びご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護サービス計画が作成されますが、その際、ご利用者・扶養者又は代理者のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくよう努めております。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用の皆様方の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

施設体系：基本型

< 1割負担の場合 >

【個室 i】・・・基本型個室

・要介護1	753円／（日）
・要介護2	801円／（日）
・要介護3	864円／（日）
・要介護4	918円／（日）
・要介護5	971円／（日）

【四人部屋 iii】・・・基本型多床室

・要介護 1	830円／(日)
・要介護 2	880円／(日)
・要介護 3	944円／(日)
・要介護 4	997円／(日)
・要介護 5	1,052円／(日)

施設体系：在宅強化型

< 1割負担の場合 >

【個室 ii】・・・在宅強化型個室

・要介護 1	819円／(日)
・要介護 2	893円／(日)
・要介護 3	958円／(日)
・要介護 4	1,017円／(日)
・要介護 5	1,074円／(日)

【四人部屋 iv】・・・在宅強化型多床室

・要介護 1	902円／(日)
・要介護 2	979円／(日)
・要介護 3	1,044円／(日)
・要介護 4	1,102円／(日)
・要介護 5	1,161円／(日)

*夜勤体制加算

夜勤職員を基準より多く配置した場合 24円／(日)

*個別リハビリテーション加算

個別リハビリテーションを実施した場合 240円／(日)

*認知症行動心理症状緊急対応加算

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合に緊急的に短期入所療養サービスを行った場合 200円／(日)(7日間)

*緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 90円／(日)(7日又は14日以内)

*重度療養管理加算

医療ニーズの高い要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 120円／(日)

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I

施設体系が加算型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合 51円／(日)

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II

施設体系が超強化型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合

51円／(日)

*送迎加算

入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合

片道につき184円／(回)

*療養食加算

医師の指示により、療養食（糖尿食、心臓疾患減塩食、胃潰瘍食など）を提供した場合

8円／(食)

*緊急時治療管理加算

ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合

518円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅰ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

22円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅱ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

18円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅲ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

6円／(日)

*介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月31日まで）

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に39／1000を乗じた金額が加算されます。

*特定介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月31日まで）

基本料金と該当する各種加算を合わせた額に21／1000を乗じた金額が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）

基本料金と該当する各種加算の処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた額に8／1000を乗じた金額が加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月1日から）

介護職員等処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に75／1000を乗じた金額が加算されます。

施設体系：基本型

< 2割負担の場合 >

【個室 i】・・・基本型個室

- ・要介護1 1, 506円／(日)
- ・要介護2 1, 602円／(日)
- ・要介護3 1, 728円／(日)
- ・要介護4 1, 836円／(日)
- ・要介護5 1, 942円／(日)

【四人部屋 iii】・ ・ 基本型多床室

- ・ 要介護 1 1, 6 6 0 円 / (日)
- ・ 要介護 2 1, 7 6 0 円 / (日)
- ・ 要介護 3 1, 8 8 8 円 / (日)
- ・ 要介護 4 1, 9 9 4 円 / (日)
- ・ 要介護 5 2, 1 0 4 円 / (日)

施設体系 : 在宅強化型

< 2 割負担の場合 >

【個室 ii】・ ・ ・ ・ 在宅強化型個室

- ・ 要介護 1 1, 6 3 8 円 / (日)
- ・ 要介護 2 1, 7 8 6 円 / (日)
- ・ 要介護 3 1, 9 1 6 円 / (日)
- ・ 要介護 4 2, 0 3 4 円 / (日)
- ・ 要介護 5 2, 1 4 8 円 / (日)

【四人部屋 iv】・ ・ 在宅強化型多床室

- ・ 要介護 1 1, 8 0 4 円 / (日)
- ・ 要介護 2 1, 9 5 8 円 / (日)
- ・ 要介護 3 2, 0 8 8 円 / (日)
- ・ 要介護 4 2, 2 0 4 円 / (日)
- ・ 要介護 5 2, 3 2 2 円 / (日)

* 夜勤体制加算

夜勤職員を基準より多く配置した場合 4 8 円 / (日)

* 個別リハビリテーション加算

個別リハビリテーションを実施した場合 4 8 0 円 / (日)

* 認知症行動心理症状緊急対応加算

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合に緊急的に短期入所療養サービスを行った場合 4 0 0 円 / (日) (7 日間)

* 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 1 8 0 円 / (日) (7 日又は 1 4 日以内)

* 重度療養管理加算

医療ニーズの高い要介護度 4 又は 5 であって、手厚い医療が必要な状態である利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 2 4 0 円 / (日)

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I

施設体系が加算型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合 1 0 2 円 / (日)

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II

施設体系が超強化型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合

102円／(日)

*送迎加算

入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合

片道につき368円／(回)

*療養食加算

医師の指示により、療養食（糖尿食、心臓疾患減塩食、胃潰瘍食など）を提供した場合

16円／(食)

*緊急時治療管理加算

ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合

1,036円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅰ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

44円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅱ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

36円／(日)

*サービス提供体制強化加算Ⅲ

「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合

12円／(日)

*介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月31日まで）

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に39／1000を乗じた金額が加算されます。

*特定介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月31日まで）

基本料金と該当する各種加算を合わせた額に21／1000を乗じた金額が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）

基本料金と該当する各種加算の処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた額に8／1000を乗じた金額が加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月1日から）

介護職員等処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に75／1000を乗じた金額が加算されます。

施設体系：基本型

< 3割負担の場合 >

【個室i】・・・基本型個室

- ・要介護1 2,259円／(日)
- ・要介護2 2,403円／(日)
- ・要介護3 2,592円／(日)
- ・要介護4 2,754円／(日)

- ・要介護5 2,913円／(日)
- 【四人部屋iii】・基本型多床室
- ・要介護1 2,490円／(日)
- ・要介護2 2,640円／(日)
- ・要介護3 2,832円／(日)
- ・要介護4 2,991円／(日)
- ・要介護5 3,156円／(日)

施設体系：在宅強化型
<3割負担の場合>

- 【個室ii】・・・在宅強化型個室
- ・要介護1 2,457円／(日)
- ・要介護2 2,679円／(日)
- ・要介護3 2,874円／(日)
- ・要介護4 3,051円／(日)
- ・要介護5 3,222円／(日)
- 【四人部屋iv】・・・在宅強化型多床室
- ・要介護1 2,706円／(日)
- ・要介護2 2,937円／(日)
- ・要介護3 3,132円／(日)
- ・要介護4 3,306円／(日)
- ・要介護5 3,483円／(日)

＊夜勤体制加算

夜勤職員を基準より多く配置した場合 72円／(日)

＊個別リハビリテーション加算

個別リハビリテーションを実施した場合 720円／(日)

＊認知症行動心理症状緊急対応加算

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合に緊急的に短期入所療養サービスを行った場合 600円／(日)(7日間)

＊緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 270円／(日)(7日又は14日以内)

＊重度療養管理加算

医療ニーズの高い要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者に対し短期入所療養サービスを行った場合 360円／(日)

＊在宅復帰・在宅療養支援機能加算I

施設体系が加算型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合 153円／(日)

- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ
施設体系が超強化型となり、在宅復帰及び在宅療養支援機能を強化した場合
153円／(日)
- *送迎加算
入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合
片道につき552円／(回)
- *療養食加算
医師の指示により、療養食(糖尿食、心臓疾患減塩食、胃潰瘍食など)を提供した場合
24円／(食)
- *緊急時治療管理加算
ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合
1,554円／(日)
- *サービス提供体制強化加算Ⅰ
「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合
66円／(日)
- *サービス提供体制強化加算Ⅱ
「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合
54円／(日)
- *サービス提供体制強化加算Ⅲ
「介護福祉士」を一定基準以上配置している場合
18円／(日)
- *介護職員処遇改善加算Ⅰ(令和6年5月31日まで)
介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に39/1000を乗じた金額が加算されます。
- *特定介護職員処遇改善加算Ⅰ(令和6年5月31日まで)
基本料金と該当する各種加算を合わせた額に21/1000を乗じた金額が加算されます。
- *介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)
基本料金と該当する各種加算の処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた額に8/1000を乗じた金額が加算されます。
- *介護職員等処遇改善加算Ⅰ(令和6年6月1日から)
介護職員等処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、基本料金と該当する各種加算を合わせた額に75/1000を乗じた金額が加算されます。

(2) 利用料

①食費 1,870円／(日)

【朝：490円 昼：750円 夕：630円】

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限となります。)

②ソフト食 1,960円／(日)

【朝：520円 昼：780円 夕：660円】

身体的要因により嚥下困難な利用者に対し、飲み込みやすい食形態にて提供した場合にお支払いいただきます。

③居住費（療養室の利用費）

- ・個室 1, 700円／（日）※令和6年7月31日まで
- ・四人部屋 590円／（日）※令和6年7月31日まで
- ・個室 1, 760円／（日）※令和6年8月 1日から
- ・四人部屋 650円／（日）※令和6年8月 1日から

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階②まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料》をご覧ください。

④入所者が選定する特別な療養室料

- ・一人部屋 1, 100円／（日）

⑤日常生活品費（選択制） 200円／（日）

日常生活品費とは、バスタオル、フェイスタオル、BOXティッシュ、口腔ケアジェル、歯ブラシ、歯磨き粉、舌ブラシ、義歯洗浄剤、保湿剤、ボディケアタオル、ハンドソープ、ペーパータオル、トイレットペーパー、ボディソープ、リンスインシャンプー、食事用エプロン等の費用です。ご希望されない場合はお申し出ください。

*生活保護受給者につきましては、100円／（日）とする。

⑥その他の日常生活費

Wi-Fi環境が整備され、療養室におけるご利用者の生活の質が向上している場合

※スマホ、タブレット、PC持ち込みなど 550円／（月）

*生活保護受給者につきましては、225円／（月）とする。

⑦教養娯楽費（選択制） 300円／（日）

教養娯楽費とは、倶楽部や季節ごとの施設行事、レクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料、風船、輪投げ等遊具、CD-R、色画用紙、ボール紙、模造紙、ポスカ太字ペン、マジック太字／細字、クレヨン、サインペン、ラミネートフィルム、両面テープ、書籍購入代（シンプル・女性自身）、カラオケ情報通信代、新聞購読料（中日新聞、夕刊三重新聞、朝日新聞）、朝食後のコーヒー材料、DVDソフト等の費用です。ご希望されない場合はお申し出ください。

*生活保護受給者につきましては、150円／（日）とする。

⑧おやつ代 110円／（日）

⑨理容代

理容をご利用の場合にお支払いいただきます。（理容協会） 1, 500円／（回）

⑩物品購入費

ご利用者が施設内の行事等で購入された費用（施設外での購入及び自動販売機は対象外）は利用料にまとめてお支払いいただきます。

⑪私物の洗濯代 60円／（点）

私物の洗濯を施設に依頼された場合にはお支払いいただきます。

ただし、ウール製品等、手洗いのものについては当施設では対応できませんので、業者へクリーニング（実費）に出すか、お持ち帰りいただくこととなります。

⑫電気料 15円～30円／1点1日

施設が必要と認めた場合、利用者の持ち込みによる電化製品にかかる電気料金等個人的に使用する機器等にかかる電気料金をお支払いいただきます。

⑬テレビ使用料

施設所有のテレビを使用する場合にお支払いいただきます。 100円／(日)

⑭文書料

診断書料(損害保険会社等が負担する場合) 5,500円／(枚)

診断書料(上記以外でご利用者が負担する場合) 3,300円／(枚)

死亡診断書 5,500円／(枚)

証明書等 220円／(枚)

⑮郵便切手代 110円／(回)

令和6年10月1日付けで郵便切手代が改定されることにもないまして、請求書などメール等(ICT)を活用して発送することを予定しております。ただし、これまでと同様に請求書など郵便での発送をご希望される場合に限り切手代をお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行し、口座振替により引き落としさせていただきます。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～第3段階②）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

主な対象者		
利用者負担段階	要件	預貯金額 ※（ ）内は夫婦の場合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	1000万円 (2000万円) 以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税 	年金収入金額（※）+合計所得額が80万円以下
第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者 	

その他の詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	利用する療養室のタイプ			
	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室 ----- 基本型個室	基本型多床室
利用者負担第1段階	300	880	550	0
利用者負担第2段階	600			430
利用者負担第3段階①	1,000	1,370	1,370	430
利用者負担第3段階②	1,300	1,370	1,370	
利用者負担第4段階	1,870	/	1,760	650

個人情報の取り扱いについて

(令和8年1月1日現在)

1. 基本的事項

介護老人保健施設みずほの里（以下、当施設という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、当施設が提供する介護サービス実施にあたっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

当施設は、介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。

3. 当施設従業員の遵守

当施設は、当施設に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

当施設は、介護サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適切かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

当施設は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し、書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。

6. 利用目的

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 介護関係事業者内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事

業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・利用者に病状の急変が生じた場合、搬送先医療機関への情報提供
- ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当施設等において行われる学生の実習への協力
- ③療養室の名札
- ④当施設でのクラブ活動等の作品展示の名札
- ⑤行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(4) 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業者等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの

- ①市町による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣または都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④市長が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取り扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱うものとしません。

「苦情の申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記より設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 西岡博之（施設長）
2. 苦情受付担当者 田中義宏（支援相談員）
3. 第三者委員 浦林敏生〔連絡先（0598）49-3175〕
山下恭史〔連絡先（0598）38-2414〕

4. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）行政機関その他苦情受付機関（当事業所以外については市町）

津市役所	所在地	津市西丸之内 23 番 1 号
	受付	健康福祉部 介護保険課 介護保険担当
	TEL	059-229-3149
	受付	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当
四日市市役所	所在地	四日市市諏訪町 1-5
	受付	健康福祉部 介護保険課 管理係
	TEL	059-354-8425
伊勢市役所	所在地	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

	受付	健康福祉部 介護保険課 介護給付係
	TEL	0596-21-5560
	受付	健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係
	TEL	0596-21-5611
	受付	健康福祉部 高齢者支援課
	TEL	0596-21-5611
松阪市役所	所在地	松阪市殿町 1340 番地 1
	受付	健康福祉部・福祉事務所介護保険課保健給付係
	TEL	0598-53-4069
	受付	健康福祉部 高齢者支援課
	TEL	0598-53-4088
桑名市役所	所在地	桑名市中央町 2 丁目 37 番地
	受付	健康福祉部 介護高齢化／管理・認定審査係
	TEL	0594-24-1170
名張市役所	所在地	名張市鴻之台 1-1
	受付	福祉こども部 介護・高齢支援室
	TEL	0595-63-7599
鳥羽市役所	所在地	鳥羽市大明東町 2 番 5 号
	受付	健康福祉課 長寿介護係
	TEL	0599-25-1186
いなべ市役所	所在地	いなべ市大安町大井田 2705
	受付	健康福祉部 介護保険課
	TEL	0594-86-7820
	受付	健康福祉部 長寿福祉課
	TEL	0594-86-7819
志摩市役所	所在地	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
	受付	健康福祉部 介護・相談支援課
	TEL	0599-44-0284
伊賀市役所	所在地	伊賀市上野丸之内 116 番地
	受付	健康福祉部 介護高齢福祉課
	TEL	0595-26-3939
木曾岬町役場	所在地	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
	受付	健康福祉課 福祉部門
	TEL	0567-68-6104
東員町役場	所在地	員弁郡東員町大字山田 1600 番地
	受付	生活福祉部 長寿福祉課 健康づくり係
	TEL	0594-86-2823
菰野町役場	所在地	三重郡菰野町大字潤田 1250 番地
	受付	健康福祉課
	TEL	059-391-1125
朝日町役場	所在地	三重郡朝日町小向 893 番地
	受付	保健福祉課
	TEL	059-377-5659
川越町役場	所在地	三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

	受付	町民保険課
	TEL	059-366-7115
	受付	福祉課
	TEL	059-366-7116
多気町役場	所在地	多気郡多気町相可 1600 番地
	受付	健康福祉課 福祉係
	TEL	0598-38-1114
明和町役場	所在地	多気郡明和町大字馬之上 945 番地
	受付	福祉ほけん課 地域福祉係
	TEL	0596-52-7116
大台町役場	所在地	多気郡大台町佐原 750
	受付	健康ほけん課
	TEL	0598-82-3785
	受付	町民福祉課
	TEL	0598-82-3783
玉城町役場	所在地	度会郡玉城町田丸 114-2
	受付	生活福祉課 保健福祉課
	TEL	0596-58-8203
度会町役場	所在地	度会郡度会町棚橋 1215 番地 1
	受付	長寿福祉課長寿支援係
	TEL	0596-62-1118
大紀町役場	所在地	度会郡大紀町滝原 1610-1
	受付	健康福祉課
	TEL	0598-86-2216
南伊勢町役場	所在地	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地
	受付	高齢者支援課
	TEL	0599-66-1709
	受付	福祉課 福祉係
	TEL	0599-66-1114
紀北広域連合	所在地	南牟婁郡紀北町海山区船津 881 番地 3
	受付	
	TEL	0597-35-0888
尾鷲市役所	所在地	尾鷲市中央町 10-43
	受付	福祉保健課 高齢者・福祉係
	TEL	0597-23-8201
紀北町役場	所在地	南牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 769-1
	受付	福祉保健課
	TEL	0597-46-3122
紀南介護保険広域連合	所在地	熊野市井戸町 371
	受付	
	TEL	0597-89-6001
熊野市役所	所在地	熊野市井戸町 371
	受付	健康・長寿課 いきがい健康支援係

	TEL	0597-89-3113
御浜町役場	所在地	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1
	受付	健康福祉課 福祉係
	TEL	05979-3-0515
紀宝町役場	所在地	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324
	受付	福祉課
	TEL	0735-33-0339
鈴鹿亀山地区広域連合	所在地	鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所西館 3階
	受付	介護保険課
	TEL	059-369-3204
鈴鹿市役所	所在地	鈴鹿市神戸 1丁目 18番 18号
	受付	保健福祉部 長寿社会課
	TEL	059-382-7935
亀山市役所	所在地	亀山市羽若町 545
	受付	保健福祉部 長寿健康課高齢者支援グループ
	TEL	0595-84-3312
度会広域連合	所在地	度会郡度会町棚橋 1202
	受付	
	TEL	0596-62-2300
鳥羽志勢広域連合	所在地	志摩市磯部町迫間 22
	受付	介護保険課
	TEL	0599-56-1050
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地	津市栄町 3丁目 143-1
	受付	介護保険課 介護保険係
	TEL	059-222-4165
三重県社会福祉協議会	所在地	津市栄町 2丁目
	受付	三重県福祉サービス運営適正化委員会
	TEL	059-224-8111